

第四章 救援活動の經過 一、警備救護と避難援助

第二項	震災荒廢林野復舊事業費	第二目	震災荒廢林野復舊事業費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	工事費金參萬四千八百圓 修繕費金四千貳百圓
第二十六款	繰入金補填費			一、二三元	一九、一七	
第一項	繰入金補填費			一、二三元	一九、一七	
		第二目	利子	一、二三元	五、七七	
歳出	臨時部合計			二、八三、八四八	二、八六、一三	
	内郡市負擔			二、八三、八四八	二、八六、六三	
歳出	總計			二、八三、八四八	四、九一、〇〇四	
	内郡市負擔			二、八三、八四八	四、七五、二四三	

第四章 救援活動の經過

一、警備救護と避難援助

一、震災當初に於ける警察官及消防官の功勞

振古未曾有の大震災發するや、全縣下に亘り被害激甚にして、或は倒潰家屋の下敷となり、或は土砂樹木の下となりて救を求むる聲到る處に滿ち、就中横濱、横須賀、厚木、小田原等に於ては劫火併び起り、又伊勢原鎌倉等の如き山嘯海嘯の襲來するものありて、人心の混亂其の極に達し、民衆は只右往左往して其の行く處を知らず、眞に阿鼻叫喚の修羅場を現出せり。茲に於て各警察署共急遽非番員の召集を爲さんとしたるも、通信交通の機關悉く破壊せられ如何ともする能はず、依て當直員全員出動して人命の救助に、避難地の指示に、或は火災の防止に懸命の

努力を爲す中一方非番員にありては召集の令なきも、何れも其の職分を自覺し、妻子、家財を打ち捨て直ちに出勤し、當直員に協力活動し、又消防官に在りては激震後火災の發生を豫期し、直ちに之が對策を講ぜんとしたるも、器械置場の倒潰、道路の缺潰等に依り器具の搬出不可能なるのみならず、水道の破壊は機械力に依る消防の全然望み無きに至りしも、各員奮起して總ゆる困難を冒して、克く其職を完うせり。

二、警備當初の概況と其後の變遷

震災當時本縣警察官の定員は警部補以下千六百九拾五人（内約六拾名欠員）別に巡查教習所生徒三十一名にして九月三日朝火災鎮り、各方面共一時稍混亂の狀鎮靜するを待ち各署間の連絡を圖り、警察部員及巡查教習所生徒をして警察部各署間の傳令並警備上の遊軍とし、各署は各々其の管轄内を責任區域と定め、以て警備救護の統一を爲し、銳意努力する事と爲したるに、翌三日より軍隊並應援警察官漸時到着し來り、茲に警察と共同警備に當る事となりたり。

三、軍隊の出勤と共同配置活動

激震後忽ち劫火の併發に依り横濱市内全滅に陥りたるを以て、到底警察官のみの力を以て警備救護に任ずる事能はざるを知り、九月二日拂曉警務課長野口明、高等課長西坂勝人の兩人、知事の命を受け、總ゆる危険困難を冒して内務省に出頭し、軍隊の出勤及應援警察官の派遣方を請求したるに、九月三日早くも歩兵第五十七聯隊並習志野騎兵第十五六聯隊横濱市内に到着したるを以て、先づ横濱税關構内其他市内の在品各倉庫に警察官との共同配置を爲し、掠奪者の防止に當らしめ、更に軍隊の増派と共に全縣下に之が配置を及ぼしたる處、漸く人心の鎮靜を見るに至りたり。

四、來援警察官の配置と其の活動狀況

九月三日群馬縣より警視以下二百十七名の應援警察官到着したるを初めとし、續て兵庫、山梨、愛知、静岡、大阪、滋賀、岐阜、三重等の各縣より別表の如く來援ありたるを以て、之等應援警察官は横濱市内各署並郡部の被害最も多き警察署に分配し、更に横濱市内の船渠、共立、税關、横濱の各倉庫に配置し、本縣警察官と協力諸般の取締並救護警備に當らしめたる處、何れも來援警察官は慘害の意外に大なるに同情し、眞に獻心的に其の任に當り其の功績の顯著なるものありたるは、正に感謝に堪へざる處なり。

應援警察官表

府縣名	到着月日	引上月日	指揮官以下人員
群馬縣	九月三日	九月十八日	警視以下 二一七
兵庫縣	九月十日	九月三十日	同 一三二
山梨縣	九月十一日	九月三十日	警部以下 一二二
愛知縣	九月十九日	十一月三十日	同 一三五
静岡縣	九月廿一日	十一月三十日	同 六〇
大阪府	九月廿八日	十月三十日	同 二七五
滋賀縣	九月廿九日	十一月一日	警部補以下 二八
岐阜縣	十月三十日	十一月卅日	同 三五
三重縣	十月三十日	十一月卅日	同 二五

五、檢問所に就て

九月十三日より關東戒嚴司令官の命令に依り左記横濱市内並隣接郡部樞要の地點十九箇所に檢問所を設け、之に警察官を配置し、通行人を注意誰何し不審容疑者の出入を禁止せしめたり。

檢問所位置

- 一、横濱市八幡橋
- 一、同 弘明寺町
- 一、同 大岡町
- 一、同 尾上町五丁目
- 一、同 本町六丁目
- 一、同 山手地藏坂上
- 一、同 山下町山下橋
- 一、同 淺間町追分
- 一、同 北方町櫻道停車場附近
- 一、同 山手町谷戸坂上
- 一、同 本牧町原
- 一、同 青木町鐵道橋
- 一、同 淺間町厚木街道分岐點
- 一、同 横濱驛前

第四章

救援活動の經過

一、警備救護と避難援助

一、同 横濱水上警察署

一、同 西戸部町藤棚

一、同 南吉田町日本橋

一、同 井土ヶ谷町

一、橘樹郡川崎町六郷橋

以上

二、人心安定に關する措置

一、自警團の組織と其の功罪

九月一日震災後直ちに火災盜難の豫防として急遽自警團を組織する者ありたるも、其の數極めて少なかりしが、九月二日以降流言蜚語生ずるや忽ち縣下を擧げて騒然たるの狀を呈し、市郡を問はず殆んど町村自警團を組織し、以て警備に當ることゝ爲したり、而して其の數を擧ぐれば左表の如く多數に及べり、尤も之等の内震災前より火災、盜難豫防上の目的を以て組織せられ居たるものありしも、そは至つて少數にして其大多數は震災後之を組織したるものなり。

自 警 團 數

横 濱 市 内

一三〇

久 良 岐 郡

一九

橘 樹 郡

九八

三浦郡	三三
鎌倉郡	五七
高座郡	六五
都筑郡	一三
愛甲郡	四九
中郡	一四四
津久井郡	二二
足柄上郡	二〇
足柄下郡	一二
以上	

本表の内数の少なきものは一町村を一体として組織したるが故なり。

是等自警團は概して統一充分ならず、且つ不良分子の混在する結果其の行動にして、動もすれば過激に流れ却つて喧騒の度を助長せしめたるが如き傾向あり、又不良分子等が之を機會として種々不法行動に出づるものもありたるも、中には相當秩序ありて克く軍隊並警察官憲との連絡を圖り、其の指揮に従ひ行動し、警備上に又救護上に其の盡したる處、少なからざる者もあり、従つて自警團の功罪は一概に之を評し難く、或は功罪相半ばするものとも謂はん。

三、警備諸機關の聯絡

一、戒嚴間狀況一般

戒嚴間は憲兵隊、軍隊、警察官等の警備諸機關にありては相互の聯絡協調特に必要のものありしを以て互に其情報を通知し、且つ各幹部往來して之が維持に努め、最も圓滑に其聯絡の實を擧げ得たるが、尙ほ此の外在郷軍人會、青年團等の補助機關との聯絡に關しては、所轄警察署をして之が維持に努めたり。

二、戒嚴令施行前後の狀況

九月一日震災は横濱市内殆んぎ全滅の狀態となし、警察官又罹災者の一人として或は家を焼き、妻子を喪ふの外通信機關破壊せられたるが爲め、一時警備上に大缺陷を生じ、人心不安の狀態に陥り、殊に二日正午頃より横濱市内を初めとし全縣下に涉り流言蜚語の傳はるや、大混亂の狀を呈したるも、前記の通り戒嚴令施行せられ、軍隊出動するに及び、茲に初めて人心の安定を得、漸次鎮靜に歸するに至れり、而して戒嚴令撤廢せられたる後に於て、一般は多大の不安を感じたるも、警察官の警備力充實し、又引續き多數の憲兵隊駐在し居りし爲め、警備上何等の異狀を呈せず至極平穩なりき。

四、罹災地警察力の充實

一、震災前の警備概観

震災前に於ける本縣の警察署は、横濱市内七警察署、横須賀市内一警察署、郡部一二警察署、七分署にして、其の定員は警視一三、警部四九、警部補以下千六百六十五人なり、之を市郡に分つ時は警察部警視四名、警部一六、警部補以下八二、市部警察署警視七名、警部一三、警部補以下九四四、郡部警視一、警部二〇、警部補以下六三九外に巡查教習所生三十一名にして、當時の缺員は巡查六十名なりき。

二、應援警察官と管下警察官の増置

應援警察官は九月三日群馬縣を初めとし、一府八縣より警視以下八百三十九人の應援を得たりしが、十月十五日震災地臨時職員設置の勅令發布せられ、警視三、警部一二、警部補以下三百名の臨時増員ありたるを以て、之が人員を以て横濱市内に八幡橋隣接、橋樹郡、保土ヶ谷町に保土ヶ谷分署の二分署を新設し、殘餘人員を横濱市内を主とし縣下全警察署に配署し、警備力充實すると共に一方一般の秩序漸時回復に向ひたる爲め、十一月三十一日愛知縣を最終とし、應援警察官全部引上を爲したり。

三、警備計劃及執行監督其他の要務方面概要

應援警察官は横濱市内及被害最も激甚なる横須賀、小田原、川崎、厚木、其他の郡部警察署に夫々配置を爲し、而して一般の警備方法としては、罹災者の避難地に警戒員を配備し、倉庫其他貨物置場に對しては軍隊並警察官の共同配置を爲し、更に前記の如く八幡橋、保土ヶ谷の兩分署を初め巡查派出所、同駐在所及警察電話の増設復舊を圖り、尙ほ横濱市内に於ては警備専務巡查を特置し、專屬自動車を用意して事件發生の報あるや、直ちに出勤迅速事件處置し得る事とし、次で九月十三日より横濱市内に十八箇所、橋樹郡、川崎町に一箇所、一箇所の檢問所を設け、一箇所に二名乃至四名の巡查を配置し、以て舉動不審者の出入を禁止し、又郵便局、銀行、病院、救護所、官公建築所、諸材料置場、飲料水藏置場等の保護警戒に當らしめ、鐵道停車場、船舶發着所、電車乗降場等多數人の集散箇所にも對しても同じく適當數の警察官を配置し、警戒取締に任せしむる事とせり。

次に震災後罹災民は一般に心身過勞を來たせしと共に、四圍の狀勢上止むなく不衛生的生活を營みたる爲め自然傳染病毒殊に「チブス」蔓延の兆ありしを以て防疫班を組織し、各警察署市町村と連絡協力し鋭意豫防に努めたり。

四、戒嚴間の共同活動

横濱、税關、船渠、倉庫其他貨物置場、軍隊警察官の共同配置を爲したるを初めとし、軍隊憲兵警察官は絶えず相互共助の下に活動し、之が連絡に關しては特に意を用ひ各幹部互に往來し、或は又時々一定の箇所會合し以て其圓滑を圖り、極めて好成績を收めたり。

五、在郷軍人會の活動

横 濱 市

中央部、東部、西部の三分會區域は大震災火災のために全く廢墟と化し、役員會員全部の住宅は全燒の厄に遭ひ、子安南部、北部の三分會の一部又烏有に歸し、假令類燒を免れたるも、震災により家屋の倒潰したるもの甚だ多く、慘狀は眞に悽愴を極む、此の震怒猛火の瞬間に於て全燒、分會中特に西部分會の如きは、分會長始め十數名の犠牲を出し其他會員も自家の全燒、全潰等の損害をうけたるも之れを顧みず、相互の連絡を保持し、分會長の指圖に基き身を挺して直に防火、人命救助に従ひ、其の行動は賞嘆に價すべきものありしも、遂に燒野原と化し、會員止むを得ず離散す。

震災第二日に至り漸く若干會員は分會長と連絡を取り得るに至り、人命救助、糧食の配給、罹災者の收容等に任じ或は無警察のため治安維持、秩序恢復の中堅として自警團を組織して警戒に任じ、連日連夜に亘り不眠不休の活動をなし、罹災者の不安を醫する等適切なる業務に従事し、狀況稍々鎮靜の期に於て會員相互の連絡を採り得たるもの東西部、中央部分會に於て凡十五六名にして、南北子安分會は分會長を中心として集りたるもの尠からず、各分會員概ね西部分會と同様の活動を行ひたるも、各分會相互に連絡を採るが如き情勢に至らず。九月十二日本部及甲府支部の出

張所を横濱に開設するや、支部長の指導と犒勞激勵により其指示方針に基き分會相互の連絡を採り周圍に罹災したる會員移動の趨向を察し、應急救濟の目的を達成する爲め、一時南部區域を三分し、其二分は東部中央部分會長の區處に移し、假事務所を設置し、情報告知所を定め、救援團體の援助の下に更に出張所より分與する救恤品及藥品を罹災者特に罹災在郷軍人に賑恤し、災害初期の業務、或は本部師團の出張所より配布せる諸情報を宣傳し、又傳訛の防止に努力し、傍ら罹災在郷軍人の調査に勉め、漸く九月二十頃に至り各分會長は會員を稍掌握し得たるが如し。

其の後親戚、故舊を尋ねて離散したる會員も、漸く燒跡に復歸したるにより、十月六日舊區分に復歸し、各分會の復興に盡瘁しつゝ統制ある活動の緒に就きつゝあり。

横 須 賀 市

震災と共に在郷軍人會の統制ある活動をなし能はざりしも、震災第一日より能く犠牲的精神を發揮し、分會長中心の下に一部の會員は連絡し、青年團と協力防火、人命救助、糧食の配給、治安維持に任じ、地方人士の感謝特に深し。

橘 樹 郡

稻田村分會、青年團、消防組と連絡を取り、警備、救護、配給の任に當り、外に避難者の援助、復舊に勉む、殊に道路復舊に際しては會員總出通行に差障なからしめたり。

○城郷村。大正十二年十月十八日神奈川方面警備部隊司令官齋藤少將より城郷村軍人分會の活動につき、麻布聯隊區司令部に右の如き通牒あり。

震災に當り神奈川方面警備部隊の派遣と共に横濱市高島山の麓に臨時陸軍倉庫を開設し、糧秣の補給をなさんとせしに、秩序混亂のため物資の蒐集、人夫雇傭の途全く杜絶し、非常に困難なる状況を見るや、橘樹郡城郷村分會は直に自ら進んで物資の供給を請負ひ、且つ分會員交互に毎日十數名宛勞役に服し、以て倉庫の補給を圓滑に

し、軍隊の給養をして支障なく今日に至らしめたるは、全く其の献身的努力に俟つものにして、表彰可然ものと認め候間別紙活動状況相添へ及通牒候也。

○大綱村分會。治安維持のため分會員は三隊に別れ、嚴重に警戒する外に救護、配給の任務に従事す、横濱市への食糧品運搬、糞便汲取、東京電燈株式會社を援助し、点燈の復舊に盡力せる等は其の重なるものなり。

○旭村分會。青年團消防組と協力して警備、救護に任ず、又道路、學校の破損個所の復舊に協力せり。

○日吉村分會。青年團消防組と合同して自警團を組織す、倒潰家屋、道路、橋梁、堤防等の應急修理、バラックの建設等をなす。

○住吉村分會。同前の外青年團員と合同して、横濱市役所及び神奈川警察署に野菜約千五百貫の配給を託せり。

○保土ヶ谷町分會。分會員協力して横濱よりの避難民のため、飲料水、馬鈴薯、其他應急食料の提供、公共的營造物に對する復舊及警備等に任ず。

○大師分會。小學校、御眞影の守護、夜警、小學校の跡片付、朝鮮人四十余名の保護、六郷川堤防の修理復舊等その主なるものなり。

○川崎町。警備、救護に任ず、湯呑所の設置及分會衛生部員、軍醫、看護婦、藥劑師を以て組織する天幕内簡易救護所の設置其の外、復舊、配給品運搬等晝夜兼行にてなす。

○御幸村分會。警備、救護、配給、復舊等の事務に従事す、特に東京電氣會社救助のため、分會員五十名一日二日と徹宵努力す。

都 筑 郡

○柿生村外一ヶ村分會。警備、救護、復舊に任ず、全村相扶けて事に従ひ、特筆すべきことなし。

○都田村分會。 横濱市に對し蔬菜の無償提供をなす、横濱線鐵道線路復舊に對し分會總動員にて鐵道聯隊の工事を援助す。

○山内村分會。 村内青年團、村消防組と協力し警備に當る。其の他道路橋梁等の破損個所の應急修繕をなす。

○二俣川、西谷村分會。 避難者の調査及配給品の受渡、並に東海道線復舊工事に出動せる軍隊の爲に、蔬菜類の供給を青年團、消防組と協力してなす。

○田奈村分會。 警備、救護に任ず。無料宿泊所の設置、及復舊に就ては青年團と合同して横濱線長津田驛、原町田驛間の鐵道復舊工事を四日間に亘り援助す。

○都岡村分會。 青年團消防組と協力し、警備及道路橋梁の修繕及び倒壞家屋の取片付、震災調査等をなす。

三 浦 郡

○初聲村。 震災初期より十月十日に至る間、消防組、青年團と協力し、極力復興事業、罹災民救助、其他村内警備秩序の維持に任ぜり。

○南下浦村分會、衣笠村分會。 青年團、消防組員と協力し各班毎に罹災民の救濟、倒潰家屋の復舊、道路橋梁の補修に極力活動せり。

○武山村分會。 主として全潰家屋の復舊、村内警備に努力せり。

○逗子町分會。 災害初期に於ては村當局と協力して、道路の復舊及警備に任ぜり。

○北下浦分會。 災害直後分會長は非常の決心を必要と認め、一般に所要の訓示を布告し、以て村當局と協力して人命救助、倒潰家屋の復舊、假住宅の急造、道路橋梁の復舊に極力活動せり。

○田浦町分會。 分會は常に團結鞏固にして從來より屢々公共事業に盡力せり、偶々今回の大震災勃發するや、其の被

害甚大なるに不拘、分會員は良く一致協力して秩序維持、罹災民の救護、訛傳の防止、交通路の恢復等に不眠不休盡力す、就中分會員堀合伊作は罹災民救護事務に當り、自宅を田浦救護班無料宿泊所として貸與し、其の宿泊人員四十五名の多きに達し、且つ出發に際しては所要の糧食を給する等奇特の行爲をなせり。

鎌倉郡

○鎌倉町。 震災により分會員の住宅の災厄に罹りたる者甚だ多きも、分會長新井上等兵は震災第一日午後四時頃乗馬傳令を派し、各班長を召集し、分會爾後の救護方針を示し、震災日後前分會長を中心とし、大部の會員は活動し青年團消防等と連絡し、人命の救助、炊出、糧食の運搬、夜警、避難假小屋の建設等に協力し、其の活躍目覺しきものあり、町の治安維持の如きは、分會の統制ある活躍に據り保持せられたるが如し、然れ共消防、青年團等は各區々の活動の不利なるを以て、箕田騎兵大尉は各團體の推舉により歸往の情實を捨て、奮然蹶起し災害復興の任に當る決心を堅め、以後各種の團體を指揮し、警備隊本部及町長と協力し、諸般の應急事業に熱誠盡瘁せり。

高座郡

○藤澤町。 震災甚大にして各班毎に應急の處置を講じ、或は交通路の修理に任じ、夜警、救助、配給等に從事せり。
○海老名村。 被害大なり、震災當初より會員は結束して罹災者を救助し、避難民に對し炊出に從事し、又字毎に在郷軍人が集團して倒壞家屋を一軒づゝ復興せしめたり。

○大和村。 本村の被害大ならず、爲めに分會員は郡役所の要求に基き、藤澤小學校の復舊に、二日隣村の爲に一日救援に應じ、分會員を主幹とする救援隊（延人員一三〇名）を派遣活動せり、其他字毎に居宅の復舊に従ひ、相互扶助の實を擧げたり。

○田名村分會。 震災第二日より夜警に從事し、九月二十九日會員五十二名は被害多き茅ヶ崎町へ勞働奉仕に從事せ

り。

○大野村分會。 災害初期より分會は團体的行動をとり、主として村民の救済並に火災の豫防警戒に従事し、且つ横濱方面より八王子、山梨縣方面に避難する者に食物の惠與、宿泊の便宜を與へたり。九月下旬一部分會員は藤澤町鵠沼小學校の取片付けに従事する等、其の活動見るべきものあり。

○有馬村分會。 被害大なりしを以て分會員は他を顧みる暇なく、各自自家の復舊に努力す。

○大澤村分會。 被害尠少なざるに不拘、分會は震災初期直ちに村當局と協力の上、村内の警備、秩序の維持に任じ、一方青年團と協力して救恤品を横濱に送り、又隣村小學校舎の取り片付等に従事せり。

○六會村分會。 災害初期、分會長は各班長をして各班毎に會員を督勵して、倒潰家屋の取片付、火災の豫防、交通路の修復に従事し、一方避難民の救済及蜚語の防止に努力せり。

○相原村分會。 震災初期會員三十餘名は分會長を中心とし、火災豫防、盜難防止の爲め各班毎に警戒巡邏し、九月十七日迄従事す、此の間罹災民の救済、道路橋梁の修繕等に盡力せり。

○寒川村分會。 被害甚大なりしに不拘、分會長は會員を召集し、直ちに罹災者救助の法を律し、東京方面より避難者は勿論、村内罹災者を救助し、且つ青年團と協力し、村内秩序の維持に任ぜり。

○澁谷村分會。 災害初期は各自被害の復舊に任じ、五日より避難者の救護、訛傳の防止、道路橋梁の改修等に従事せり。

○新磯村分會。 村當局と協力し、火災盜難の豫防、秩序保安の任に當り、且つ罹災地、横濱市民救済の目的を以て食品を送達し、救済の途を講ぜり。

○溝村分會。 各班毎に其の區域の警備に任じ、火災、盜難、流言蜚語の防止につとめ、道路交通の應急工事及茅ヶ

崎小學校の復舊等に助力せり。

○綾瀬村分會。災害初期は各自の復舊に従事した後、青年團と協力し道路の回復、村内警備等に従事せり。

○座間村分會。九月三日より村當局と協力し、村内の警備、秩序の維持に任じ、尙戒嚴部隊着村後は種々便宜を與へ一方京濱地方より來る避難民の救済に努力せり。

○麻溝村分會。訛傳による人心沈靜のため青年團と協力し、火災、盜難は勿論、罹災者の救助、且は罹災地横濱市に食品の送付をなし、或は茅ヶ崎小學校の復舊助力等に活動し、一般に好感を與へたり。

○御所見村分會。各班毎に其の行動部署を定め、以て被害少なからざるに拘らず、先づ道路、橋梁の回復に従事し、罹災者避難の助力、或は警察官吏と協力して訛傳の防止に従事する等、能く日夜活動し、以て一般に好感を與へたり。

中 郡

○西秦野村分會。災害初期各役員を召集し、活動事項につき協議をなし、直ちに活動を開始、主として主要道路の開通、避難場所急築の援助、夜間は火災盜難の警戒に任じ、人心の安定に努力せり。

○土澤村分會。分會長は直ちに各班長に命じて消防團員、青年團員と協力して村内の警備に従事せしむ。

○須馬村分會。震災當日分會長は各班長を召集し、然して會員全部を召集せしめ、出火、盜難の豫防、其他一般の警戒、負傷者の手當等を行ふべく指示せり。其後鮮人暴動の報あるや、各團體と協力し、村内一般警戒の法を定め或は罹災者の救済、戒嚴令に對する注意、又は防水工事に従ふ等殆んど震災後一箇月全員は不眠不休寢食を忘れ、家を忘れ、分會長の命令一下各自良く奮勵努力し、村民の好感を博せり。

○北秦野分會。震災直後、分會は青年團、消防組と連絡し、村内倒潰家屋の取片付、不逞鮮人襲來に對する警戒、

用水路の修繕等に十餘日努力せり。

○大野村分會。被害尠からず、從て分會員と雖も被害者多く、他を助力するの餘裕なく、茲に於て分會長は役員と協議し、出來得る限り左の事業を實行することとせり。

一、避難者の救助

二、鮮人騒に就ての晝夜警戒

然して軍隊到着するに及び軍隊と共に警戒救助に任ぜり。

足柄上郡

報告に接せざるも警備、救護等は他郡市に準ずるものと思惟す。

足柄下郡

○小田原町分會。震災の打撃大にして、分會としての活動には見るべきものあらざりしも、静岡縣安倍郡救援隊の來着に刺戟せられ、十月二日以降小峰分會長以下約十名を以て閑院宮家御別邸取片付作業に従事せり。

○早川村分會。直後青年團と協力し、村内より義捐品を募集し、村民中の被害大なりし者に對し、衣類、食料等の配給をなせり、又道路の修復、小學校の復舊作業に助力せり。

○片浦村分會。海嘯と山潰れとに襲はれ、家屋の埋没、流失少からず、其の慘狀最も甚しきに拘らず、同地分會は青年團と協力して片浦―早川道の開設及糧食等の配給に従事し、村民の救助に努力せり。

○大窪村板橋分會。小田原町附近と同じく其の被害激甚なりしも、嘗て山縣元師が足柄下郡聯合分會の爲に多大の援助を與へられたることあるに感奮し、同地にある元帥別邸の倒潰、家屋取片付に對し延人員五十名を以て助力したり。

愛 甲 郡

○中津村分會。災害初期、分會長は役員と協議の結果、直ちに消防組と連絡し、本部を役場内に置き、火災の豫防、村内の警戒に従事し、或は道路の交通修復に避難民の救済に、且つは厚木町の應援等に不眠不休能く活動せり。

○高峰村分會。災害初期より青年團、消防組と連絡し、罹災民の救済、倒潰家屋の取片付け、交通路の復舊等に任じ、又一方厚木町民の救済應援に、或は訛傳防止に、數十日間従事せるは誠に見るべき行動と一般人士は感謝しつゝあり。

○煤ヶ谷外一ヶ村聯合分會。震災當日より罹災民の救助、又は訛傳の防止に、或は橋梁の修繕、浸水家屋の救済に努力する等、村民一般に多大の好感を與へたり。

○南毛刑村分會。村當局と協力し、罹災者の救済、安寧秩序の維持、其他村内の警備に任ぜり。

○小鮎村分會。災害初期、分會長の指示に基き各班毎に自警に當り、以て村内警備治安の維持に任ぜり。

○依知村分會、各部落毎に警備に任じたる外、隣町厚木町の罹災者に糧食を供し、又被害復舊の應援等に従事せり。

津 久 井 郡

○日連村外一ヶ村組合分會。災害初期三日間各部落毎に、防火及警備の任に當らしめ、一方交通路の復舊、或は渡船場の援助等に數日間活動せり。

○青野原村分會。分會として直接、団体行動を行はざるも、災害の初期より二週間消防組員、青年團員と協力警戒に任ぜり。

○吉野町外二ヶ村組合分會。災害初期より青年團、消防組と協力し、村内の警戒は勿論、且つ中央線與瀬驛より鳥澤間の徒歩連絡所に於て通行人の救済に助力せり。